○一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成３０年１２月２６日

条例第５号

改正　令和4年12月22日条例第7号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号。以下「法」という。）第３条第２項及び第７条第１項、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用）

第２条　組合長は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

（１）　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

（２）　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（３）　当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

（４）　当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成３０年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条を第８条とし、第３条を第７条とし、第２条の次に次の４条を加える。

第３条　組合長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

（１）　一定の期間内に終了することが見込まれる業務

（２）　一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

２　組合長は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第４条　組合長は、法第２条第２項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第１項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

２　組合長は、前項の規定によるほか、職員が地方公務員法第２６条の３第１項の規定による承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる｡

（任期の特例）

第５条　法第６条第２項に規定する条例で定める場合は、第３条第１項第１号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、第３条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（一般職の職員の給与に関する条例の準用）

第６条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「給与条例」という。）第５条の２、第１１条、第１３条及び第１９条の２の規定は、第４条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員について準用する。この場合において、給与条例第５条の２中「法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成３０年条例第５号）第４条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第３条第２項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号）第５条の規定により決定された給料月額に」と、「勤務時間条例第３条第３項」とあるのは「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）第３条第４項」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間」とあるのは「当該短時間勤務職員の勤務時間」と、給与条例第１１条第２項第２号及び第１３条第３項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第４条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と、給与条例第１９条の２第２項中「第５条、第７条、第８条及び第１０条」とあるのは「第７条、第８条及び第１０条」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第４条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

（任期の更新）

第３条　組合長は、法第７条第１項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年12月22日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第1条　この条例は、令和5年４月1から施行する。